

2025年4月1日以降出発用

みなさまをお守りする 海外旅行保険です



東京海上日動



心に届く旅

阪急交通社

Direct to your heart

POINT 1



ご自宅出発から
ご帰宅までを
補償！

POINT 2



治療・救援費用
保険金が
無制限！
(※一部契約タイプを除く)

さらに8つの **安心** 補償

1

もしものときに備えて

傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金・疾病死亡保険金

➡詳細はP8、P9

2

治療費用はもちろん、日本までの医療搬送費用など
保険金額 **「無制限」** でお支払い

(※一部契約タイプを除く)

治療・救援費用保険金

➡詳細はP8

3

旅先で、治療中の病気が急激に悪化しても補償対象

疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金

➡詳細はP9

4

誤ってホテルの部屋を
水浸しにしても安心

賠償責任保険金

➡詳細はP9

④つの充実ポイント

POINT 3



事故発生時には
お客様を
サポート！

POINT 4



中途帰国費用が
すべてのタイプに
セットあり！

5

デジタルカメラ等を落として壊してしまっても安心
携行品損害保険金

→詳細はP9

6

旅行の途中で急な事情によって帰国した
場合でも安心

旅行変更費用保険金（中途帰国費用）

→詳細はP10

7

航空会社に預けた手荷物が出てこない場合や、
航空機の大幅な遅延に備えて

航空機寄託手荷物保険金 航空機遅延保険金

→詳細はP10

8

充実したアシスタンスサービスがあるから安心

現地での支払いなしで治療が受けられる
“キャッシュレス・メディカル・サービス”

→詳細はP11

年齢別おすすめプラン／お支払いいただく保険料

		70歳以上 ^{*3}			15歳～69歳		
契約タイプ		75(タイプ)	74(タイプ)	73(タイプ)	65(タイプ)	64(タイプ)	63(タイプ)
保険金額 (＝契約金額)	傷害死亡	5,000万円	4,000万円	3,000万円	8,000万円	5,000万円	3,000万円
	傷害後遺障害	5,000万円	4,000万円	3,000万円	8,000万円	5,000万円	3,000万円
	治療・救援費用 ^{*1}	安心! 無制限			安心! 無制限		
	応急治療・救援費用 ^{*2}	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	疾病死亡	1,000万円	500万円	500万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	60万円	50万円	35万円	75万円	60万円	50万円
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
	航空機遅延 ^{*4}	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
お支払いいただく保険料	旅行変更費用 (中途帰国費用のみ)	60万円	60万円	60万円	60万円	60万円	60万円
	保険期間 1日まで	5,780円	5,150円	4,650円	6,050円	4,500円	3,720円
	2日まで	7,560円	6,860円	6,260円	7,490円	5,820円	4,960円
	3日まで	9,080円	8,320円	7,640円	8,720円	6,950円	6,030円
	4日まで	10,980円	10,160円	9,380円	9,780円	7,900円	6,910円
	5日まで	13,200円	12,250円	11,330円	11,230円	9,150円	8,040円
	6日まで	15,290円	14,260円	13,210円	12,640円	10,390円	9,200円
	7日まで	17,250円	16,140円	14,990円	13,760円	11,380円	10,110円
	8日まで	19,140円	17,970円	16,750円	15,170円	12,690円	11,340円
	9日まで	21,020円	19,800円	18,500円	16,130円	13,570円	12,170円
	10日まで	22,930円	21,650円	20,260円	17,100円	14,420円	12,960円
	11日まで	24,840円	23,500円	22,030円	18,090円	15,300円	13,770円
	12日まで	26,830円	25,410円	23,850円	19,140円	16,210円	14,580円
	13日まで	28,740円	27,270円	25,620円	20,150円	17,110円	15,420円
	14日まで	30,640円	29,090円	27,370円	21,020円	17,880円	16,110円
	15日まで	36,500円	34,940円	33,180円	24,240円	21,060円	19,280円
	17日まで	38,740円	37,120円	35,280円	25,780円	22,480円	20,620円
	19日まで	42,760円	41,050円	39,110円	28,000円	24,530円	22,570円
	21日まで	46,270円	44,480円	42,430円	30,070円	26,450円	24,390円
	23日まで	49,510円	47,580円	45,340円	32,630円	28,720円	26,490円
	25日まで	52,940円	50,940円	48,620円	34,760円	30,680円	28,330円
	27日まで	56,110円	54,040円	51,660円	36,980円	32,780円	30,350円
	29日まで	59,830円	57,710円	55,270円	38,930円	34,580円	32,060円
	31日まで	63,430円	61,240円	58,740円	41,010円	36,530円	33,940円

P.7記載の「クレジットカード保険サポートタイプ」もご契約いただけます。

14歳以下*6

契約タイプ		C2(タイプ)	B2(タイプ)
保険金額 (契約金額)	傷害死亡	—	1,000万円
	傷害後遺障害	5,000万円	1,000万円
	治療・救済費用*1	安心! 無制限	3,000万円
	応急治療・救済費用*2	300万円	300万円
	疾病死亡	—	1,000万円
	賠償責任	1億円	1億円
	携行品損害	30万円	10万円
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円
	航空機遅延*4	セットあり	セットあり
	旅行変更費用 (中途帰国費用のみ)	60万円	60万円
お支払いいただく保険料	保険期間 1日まで	2,700円	2,620円
	2日まで	3,860円	3,600円
	3日まで	4,830円	4,450円
	4日まで	5,630円	5,100円
	5日まで	6,600円	5,920円
	6日まで	7,620円	6,770円
	7日まで	8,400円	7,460円
	8日まで	9,560円	8,450円
	9日まで	10,300円	9,080円
	10日まで	11,010円	9,670円
	11日まで	11,720円	10,290円
	12日まで	12,420円	10,870円
	13日まで	13,190円	11,500円
	14日まで	13,770円	12,000円
	15日まで	16,900円	14,940円
	17日まで	18,210円	16,090円
	19日まで	20,040円	17,720円
	21日まで	21,750円	19,250円
	23日まで	23,640円	20,890円
	25日まで	25,400円	22,450円
	27日まで	27,350円	24,260円
	29日まで	29,010円	25,770円
	31日まで	30,800円	27,420円

ご加入の際のご注意

お客様のご旅行出発日時時点の年齢で、契約タイプをお選びください。

- ①保険期間（保険のご契約期間）は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- ②保険期間はお出発の日を含めて数えます。
（例）6月1日より6月8日までの旅行の保険期間：8日まで
- ③各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢等に応じた引受けの限度額があります。
- ④保険の対象となる方（旅行者）が以下のいずれかに該当する場合は、ご契約いただける傷害死亡・疾病死亡保険金額は、「他の保険契約等」（詳細は加入手続書にてご確認ください。）と合算してそれぞれ1,000万円までとなります。
 - 始期日における年齢が15歳未満の場合
 - 始期日における年齢が15歳以上の方で、加入手続書に保険の対象となる方の同意署名がない場合（ご加入者と保険の対象となる方が異なるご契約）
- ⑤スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、裏表紙「ご契約に関するご注意」の②をご確認ください。
- ⑥旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、裏表紙「ご契約に関するご注意」の③をご確認ください。
- ⑦ご希望のご契約タイプがない場合には、ご旅行を申し込まれました阪急交通社の各窓口へお問合せください。
 - [家族旅行・ハネムーン用]、[フリー契約用]のご用意がございます。
 - 「旅行変更費用（中途帰国費用のみ担保特約）」については、保険金額を旅行代金または帰国便の運賃に合わせて変更することも可能です。

- *1 治療・救済費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救済費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、各表の支払限度額（「無制限」を含みます。）とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パンフレットP.8もあわせてご確認ください。
- *2 「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金」を指します。
- *3 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。
- *4 1回の事故について、保険の対象となる方が下表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	交通費*5もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③	食事代	5,000円

- *5 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。
*6 15歳以上69歳以下の方も加入可能です。

P.7記載の「クレジットカード保険サポートタイプ」もご契約いただけます。

クレジットカード保険サポートタイプのご案内

旅行中のこんなトラブル、 クレジットカード付帯の海外旅行保険だけで大丈夫？



「まさか、海外で入院するなんて！」

マチュピチュ遺跡へ向かう途中、気分が悪くなり近くの病院へ運び込まれるが、ヘリコプターでリマの総合病院へ搬送し脳梗塞と診断される。1週間の入院後、付添の医師とともに日本へ帰国。その後2か月入院。

治療・救援費用 **約1,800万円**

(内訳)

- ・ 疾病治療費用 約800万円 (ヘリコプターでの移送費用と治療、入院費用)
- ・ 救援者費用 約1,000万円 (付添の医師とともに日本へ帰国した費用)

もしこの
ケースで...

A社のゴールドカードの保険のみに
加入していた場合

¥ 帰国後に保険金請求を行い、保険にて**約300万円**
(治療・救援費用)をお受取り。

かかった費用との差は**1,500万円以上**

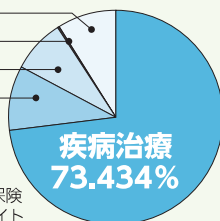
本当にその補償で安心ですか？

補償
対象外？

保険金支払いの70%以上が、病気（疾病）の治療費。
なのに、クレジットカード保険では治療費用補償が低額の場合や、
疾病死亡補償がない場合があります！

健康保険が使えない海外での受診や入院は高額な費用がかかります。保険金支払いの大半が
疾病治療費用なのに、クレジットカード保険では、最も多い疾病治療費が補償されない・あつても費用が十分でないことがあります。

その他 8.732%
傷害死亡・疾病死亡 0.033%
傷害治療 8.039%
携行品損害 9.762%



※18年度 東京海上日動海外旅行保険
補償項目別保険金支払件数ウエイト

クレジットカード付帯海外旅行保険の補償例

	A社ゴールドカード	B社一般カード
治療・救援費用	300万円	100万円
疾病死亡	補償なし！	補償なし！
携行品損害	50万円	補償なし！

利用付帯
って？

保険はついているのに
補償が受けられないことも！

旅行代金等の支払いにカードを使用しないと、補償を
受けられない（利用付帯という）場合があります。
実は使えなくて多額の自己負担が発生してしまった
…とならないように事前に確認しておきましょう。

自分で
やるの？

病院手配や現金の立替…
自分でやらないといけなかも？

クレジットカード保険では、万が一の際に、自分で受診
可能な病院を探して、自分で治療費用の立て替えもし
なければならないケースがほとんどです。「クレジットカード保険の補償では受け付けられない」と病院で断ら
れた場合、何件も探す事態に…というリスクがあります。

- *1 治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生補償するものではありません。また、費用の種類によっては、右表の支払限度額（「無制限」を含みます。）とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パンフレットP.8もあわせてご確認ください。
- *2 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。
- *3 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。

- *4 1回の事故について、保険の対象となる方が下表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	交通費*5もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③	食事代	5,000円

- *5 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

クレジットカードの保険だけでは ちょっと不安かも…

という方には
クレジットカード保険サポートタイプ
がおすすめです！

※クレジットカードをお持ちでない方もご加入いただけます。

手頃な保険料で補償をプラス！/ クレジットカード保険 サポートタイプなら



治療・救援費用が無制限！

クレジットカード保険の補償対象外をカバーし、高額
医療費・家族の付添いを手厚く補償！

あなたの クレジットカードの 補償	+	治療・救援費用	無制限
		疾病死亡	1,000万円
		携行品損害	10万円

※阪急交通社にて販売するAAタイプ

※海外旅行保険付きクレジットカードをお持ちの方が本プランにご契約される場合、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および疾病死亡保険金等については双方の保険金の合計額が支払われます。一方、その他の保険金（治療・救援費用、携行品損害、賠償責任等）については実際にかかった費用や損害額がお支払いの限度となりますので、双方の保険から二重に支払われるものではありません（補償限度額が増えるのみ）。



24時間受付・日本語OK・現地支払い不要の

東京海上日動 海外総合サポートデスク

世界中のどこからでも、お客様のお電話を、日本の
東京海上日動海外総合サポートデスクで受付けています。

70歳以上*3 69歳以下

契約タイプ		EA(タイプ)	AA(タイプ)
保 険 金 額 (契約金額)	傷害死亡	1,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	1,000万円	1,000万円
	治療・救援費用*1	安心! 無制限	
	応急治療・救援費用*2	300万円	300万円
	疾病死亡	500万円	1,000万円
	賠償責任	1億円	1億円
	携行品損害	10万円	10万円
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円
	航空機遅延*4	セットあり	セットあり
	旅行変更費用 (中途帰国費用のみ)	60万円	60万円
お 支 払 い た だ く 保 険 料	保険期間	1日まで	3,810円
		2日まで	5,300円
		3日まで	6,580円
		4日まで	8,210円
		5日まで	10,000円
		6日まで	11,730円
		7日まで	13,400円
		8日まで	15,070円
		9日まで	16,740円
		10日まで	18,410円
		11日まで	20,080円
		12日まで	21,770円
		13日まで	23,430円
		14日まで	25,080円
		15日まで	30,860円
		17日まで	32,870円
		19日まで	36,550円
		21日まで	39,740円
		23日まで	42,410円
		25日まで	45,560円
		27日まで	48,520円
		29日まで	52,020円
		31日まで	55,400円

補償内容のご説明

〈お支払いする保険金の内容〉

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、東京海上日動は、その影響がなかった時に相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）	傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。 死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*1 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用車等を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 180日以内 に身体に後遺障害が生じた場合	（後遺障害の程度に応じて）傷害後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。*2 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
治療・救援費用保険金	■治療費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後 72時間を経過するまでに 医師の治療を受けられた場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*5により、旅行終了日からその日を含めて 30日を経過するまでに 医師の治療を受けられた場合 ■救援費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。） ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、 3日以上*6 経けて入院された場合（病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。） ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡された場合 ⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等 ※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意 お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象なりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分	下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額（下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて 180日以内 に必要となった費用に限りします。） ※日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用（医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。） ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費（ケガの場合のみ） ④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費（1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。） ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。） ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*7の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ①捜索救助費用 ②救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救護者 3名分まで ） ③救護者の宿泊施設の客室料（救護者3名分かつ救護者1名につき 14日分まで ） ④救護者の渡航手続費、現地での諸雑費（合計で20万円まで） ⑤現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。） ⑥遺体処理費用（100万円まで）	上記①～④、⑥に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用 ・歯科疾病 ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気（疾病に関する応急治療・救援費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。） ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用車等を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。） ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）

- * 1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
- * 2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。
①婚姻意思*9を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- * 3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。
- * 4 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または四類感染症をいいます。
- * 5 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
- * 6 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。
- * 7 6親等以内の血族、配偶者*8または3親等以内の姻族をいいます。
- * 8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。
①婚姻意思*9を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- * 9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
- * 10 海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。
- * 11 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。
- * 12 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

「海外旅行中」とは：保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病に関する 応急治療・ 救援費用担保 特約に係る 治療・救援費用 保険金	■治療費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。）が原因で、 海外旅行中にその症状の急激な悪化 ＊10により医師の治療を受けられた場合	実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額	たとえば、 ・海外旅行終了後に治療を開始した場合 ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合 ・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合（診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。） ・海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用 たとえば ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用 ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用
	■救援費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。）が原因で、 海外旅行中にその症状の急激な悪化 ＊10により 3日以上 ＊11続けて入院された場合	ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族＊7の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額 たとえば 救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救援者 3名分まで ） 救援者の宿泊施設の客室料（救援者3名分かつ救援者1名につき 14日分まで ）	たとえば ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用 ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用 ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用 ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用
※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意 ※保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で 300万円限度 となります。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額を限度とします。 ※海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて 30日以内 に必要となった費用に限りします。また、住居（保険の対象となる方が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。）等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。 ※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。			
疾病死亡 保険金	①海外旅行中に病気で死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気＊3により、旅行終了後 72時間を経過するまでに 医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡された場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症＊4＊12により、旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。	P.8に記載の①～④、⑥に加え、たとえば、 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症 ・歯科疾病 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）
賠償責任 保険金	海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害＊13を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金の額 ※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ東京海上日動にご相談ください。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、東京海上日動の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。	P.8に記載の③④に加え、たとえば、 ・ご契約者または保険の対象となる方の故意 ・職務遂行に関する（仕事上の）賠償責任 ・所有・使用・管理する財物の損壊または紛失について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任 ・航空機、船舶＊14、車両＊15、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・親族＊7に対する賠償責任
携行品損害 保険金	海外旅行中に携行品＊16が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあつて損害を受けた場合 ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、 日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額＊18 ※乗車券等は合計で5万円を限度とします。 ※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。	P.8に記載の①～④に加え、たとえば、 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・携行品の置き忘れまたは紛失＊21 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。）

＊13 次に掲げる損害を含みます。
・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外におけるセーフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害
・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害

＊14 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。

＊15 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

＊16 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品＊17をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の）
この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

＊17 損害が生じた携行品の時価額＊19とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額＊19のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用（現地に於て負担した場合に限りします。交通費、宿泊施設の客室料も含みます。）、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。

＊19 再取得価額＊20から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。

＊20 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

＊21 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

東京海上日動のサービス体制

東京海上日動海外総合サポートデスク

お客様のお電話は、日本（東京）の東京海上日動海外総合サポートデスクで受付けています。
世界中のどこを旅行されていても、安心です。

※このサービスは東京海上日動の提携先を通じてご提供いたします。各種サービスのご利用方法、サービス内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」および東京海上日動 Web サイトをご確認ください。

※サービス内容は変更・中止となる場合があります。

※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。東京海上日動はご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、東京海上日動の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。また、海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じて提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんのであらかじめご了承ください。

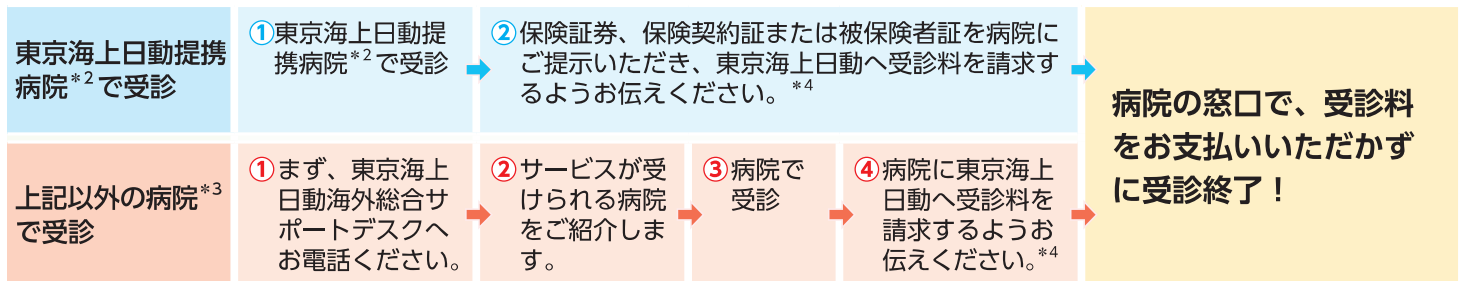
1 アシスタンスサービス 対象：保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様

現地での支払いなしで治療が受けられる キャッシュレス・メディカル・サービス

東京海上日動海外総合サポートデスクの
専任スタッフが日本語で対応！
24時間年中無休

東京海上日動に受診料を請求するようお願いいただくことにより、
病院*1の窓口で受診料をお支払いいただくずに受診ができるサービスです。

*1 東京海上日動提携病院で受診、もしくはそれ以外の病院で東京海上日動への受診料請求を了承した病院に限ります。



上記のいずれの医療機関であっても、キャッシュレス・メディカル・サービスが提供できない場合がございますので、予めご了承ください。また、サービス内容は変更・中止となる場合があります。

※治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。また、「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約」がセットされているご契約のお客様で、**持病の症状の急激な悪化により受診される際は、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。**なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

※治療にかかる費用が少額の場合には病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。

*2 東京海上日動提携病院とは、東京海上日動が提携している世界90都市以上の約280の病院をいいます。

主な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

*3 東京海上日動への受診料請求を了承した病院に限ります。

*4 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、東京海上日動へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。

どこにいても日本語でサポートが受けられる 緊急アシスタンス*5

世界中のどこをご旅行されていても、お客様からのお電話を日本（東京）の東京海上日動海外総合サポートデスクで受付いたします。

重大な病気やケガの場合の病院の手配、お客様の移送の手配等についても、責任をもってきめ細かいサービスを提供いたします。

*5 ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

2 トラベルプロテクト 対象：保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様で、かつ契約タイプでご契約のお客様

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。

以下のような豊富なサービスを**手数料無料**で*6ご用意しています！なお、ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。

このサービスは、東京海上日動の委託先を通じてご提供いたします。

電話による通訳 43か国語に対応（2023年8月現在）	ホテル・航空券に関するサポート （予約・手配・情報提供）	空港とホテル間の 送迎車の予約・手配
旅行関連の安全情報の提供	クレジットカードを紛失・ 盗難された場合のサポート	パスポートを紛失・盗難 された場合のサポート
		メッセージの伝達

*6 予約・手配等にかかわる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設の客室料等の実費はお客様のご負担となります。

東京海上日動のサービス体制

3 緊急医療相談サービス

健康相談

救急車呼んでもいいの？

病院に行った方がいいの？

海外での急病やケガへの対処の方法等、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに常駐している看護師または現役救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。

※本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はご提供しません。

※ご出国前およびご帰国後の日本国内からのご利用はできません。

※本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。

ご契約に関するご注意

①帰国予定：

帰国予定のない方や海外に永住される方を保険の対象となる方とする保険契約はお申込みいただけません。

そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

②旅行先での運動：

次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

- ・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
- ・旅行先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
- ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

③旅行先でのお仕事：

次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

- ・旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合

④保険期間の延長手続き：

旅行日程の変更等による保険期間の延長手続きは、ご契約を申し込まれた代理店の営業時間内に対応させていただきます。

お手続きは、保険期間終了以前に完了していただく必要があります。

また、実際のお手続きは、海外では行えませんのでお客様の日本にいるご家族・知人の方に、お客様の代理店となって、お客様がご契約を申し込まれた代理店または東京海上日動営業店で延長手続きを行っていただくよう依頼してください。

ただし、交通機関の遅延、欠航・運休または到着地変更や、保険の対象となる方が医師の治療を受けられたこと等により、ご旅行の最終目的地（保険の対象となる方の住所を含みます。）への到着が遅延した場合には、保険責任の終期はその事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ72時間を限度として自動的に延長されるため、保険期間延長の手続きや追加保険料の払い込みは不要です。

なお、お客様のご契約状況等によっては、保険期間延長をお引受けできないことがありますので、ご了承ください。

⑤補償の重複について：

・賠償責任危険担保特約、治療・救援費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2

*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

⑥保険料領収証について：

「保険料領収証」は引受保険会社から保険契約者に発行します。引受保険会社から直接ご加入者様に「保険料領収証」は発行いたしません。あらかじめご了承ください。上記の他ご不明な点等がある場合には、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

⑦保険証券、保険契約証または被保険者証について：

代理店または東京海上日動にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または東京海上日動へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。

⑧一般包括任意付保契約について：

この保険は、株式会社阪急交通社を契約者とし、保険契約証の被保険者欄に記載の方を保険の対象となる方とする包括契約です。この保険での契約者は阪急交通社となり、原則として契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は契約者である阪急交通社が有しますが、阪急交通社は、加入者であるお客様から解約や契約内容変更等の申し出があった場合は必ずこれに応じて必要な対応をいたします。

⑨共同保険契約に関するご説明：

この保険契約は共同保険契約であり、引受保険会社および引受割合は取扱代理店のホームページに記載の通りです。幹事保険会社である東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行い、各引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

⑩推奨方針について：

東京海上日動は6社の損害保険会社と代理店委託契約がありますが、幹事会社である東京海上日動社の商品を取り扱っております。

ツアーキャンセル保険

急な出来事でご旅行をキャンセル！
キャンセル料をカバーできる保険はこちらから



このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『海外旅行保険あんしんガイドブック』および『海外旅行保険普通保険約款および特約』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上日動にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、東京海上日動代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動代理店との間で有効に成立したご契約につきましては東京海上日動と直接契約されたものとなります。

このちらしは「ツアーキャンセル保険」の概要を記載したものです。「ツアーキャンセル保険」は「キャンセル費用補償特約条項付費用・利益保険」のペットネームです。ご契約に際しては、Webサイトでご覧いただける重要事項説明書を必ずご確認ください。詳細は保険約款によりますが、ご不明な点については取扱代理店または保険会社までお問い合わせください。

〈取扱代理店〉

株式会社阪急交通社

<https://www.hankyu-travel.com/>

保険に関するお問い合わせ先

ご旅行を申し込まれました阪急交通社の各窓口へお願いいたします。電話番号は別紙「海外旅行出発までのご案内とご注意」または同封の書類に記載されています。

〈引受幹事保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社

〈担当〉 航空宇宙・旅行産業部 旅行営業室
東京都千代田区大手町1-5-1 〒100-8107
大手町ファーストスクエア WEST 9階



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。

E14-87030(2)改定202310
23TC-003910 2023年9月作成